



中華人民共和國國家標準

GB 14930.2-2012

GB 14930.2-1994 より変更

食品安全國家標準 消毒劑

2012-04-25 公布

2012-10-25 實施

中華人民共和國衛生部 公布

はじめに

本標準は GB 14930.2-1994『食品用具・設備用洗浄消毒剤衛生標準』に代わるものである。

本標準は GB 14930.2-1994 から、主に以下の点に変更となっている。

- 標準の名称を変更した。
- 色素と蛍光増白剤の要件を削除した。
- 微生物指標と試験方法を改正した。

食品安全国家标准 消毒剂

1 範囲

本標準は食品の容器と食品生産用具・設備および野菜・果実の清浄に使われる消毒剂と洗浄消毒剂に適用する。

2 用語と定義

2.1 洗浄消毒剂

洗浄と消毒の作用を兼ねる製剤。

3 技術要件

3.1 原料要件

原料要件は、関連標準と規定に適合しなければならない。

3.2 官能試験要件

官能試験要件は、表 1 の規定に適合しなければならない。

表 1 官能試験要件

項目	要件	試験方法
外観	液体製品は分離せず、浮遊物または沈殿がないこと。顆粒・粉末・錠剤製品は均一で不純物がなく、凝固していないこと。	GB 9985

3.3 理化学的指標

理化学的指標は、表 2 の規定に適合しなければならない。

表 2 理化学的指標

項目	指標	試験方法
ヒ素 (As 換算) / (mg/kg)		
リン酸塩を含む	≤ 5	GB/T 5009.76
リン酸塩を含まない	≤ 3	
重金属 (Pb 換算) / (mg/kg)	≤ 30	GB/T 5009.74

3.4 添加剤

添加剤の使用は、関連標準と規定に適合しなければならない。

3.5 微生物殺滅試験

微生物の殺滅試験は、表 3 の規定に適合しなければならない。

表3 微生物殺滅試験

項目	指標	試験方法
大腸菌群	懸濁液定量殺滅試験、各回の殺滅対数値はいずれも ≥ 5.00	衛生部「消毒技術規範」
	担体定量殺滅試験、各回の殺滅対数値はいずれも ≥ 3.00	
黄色ブドウ球菌	平均殺滅対数値 ≥ 5.0	
ポリオウイルス ^a	平均殺滅対数値 ≥ 4.0	

^a 食器消毒に使われる洗浄消毒剤のみに使われる試験項目。

4 その他

- 4.1 製品または最小販売包装に「食品接触用」と表記しなければならない。
- 4.2 製品または最小販売包装に製品の材料を表記しなければならない。